

令和7年2月定例会 文教厚生委員会(事前)

令和7年2月6日(木)

[委員会の概要 教育委員会関係]

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(11時32分)

これより教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の2月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【提出予定議案】(説明資料、説明資料(その2))

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計予算
- 議案第11号 令和7年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算
- 議案第15号 令和7年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算
- 議案第46号 徳島県学校職員定数条例の一部改正について
- 議案第47号 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第63号 令和6年度徳島県一般会計補正予算(第8号)

【報告事項】

- 通学区域制に関する有識者会議の概要について(資料1)
- 徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ案について(資料2-1、2-2)
- 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針(改定版)案について  
(資料3-1、3-2)
- 徳島県「ラーケーションの日」の導入について(資料4)

中川教育長

それでは、2月定例会に提出予定の教育委員会関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットには、令和7年度当初予算に関する文教厚生委員会説明資料と、早期の事業着手のため、先議をお願いいたします令和6年度補正予算に関する説明資料(その2)がございます。

初めに、令和7年度当初予算に関する説明資料の3ページを御覧ください。

令和7年度教育委員会主要施策の概要についてでございます。

県教育委員会では、徳島教育大綱の基本方針に掲げる、個性と国際性に富み、夢と志あふれる「人財」の育成に向け、六つの重点項目に位置付けた教育施策を積極的に推進してまいります。

まず、1の未来を拓く力を育む教育の推進では、(1)県内で統一した<sup>ひら</sup>県域アカウントの利活用など、教育DXの推進や教員のICT活用指導力の向上を図り、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指してまいります。

また、(2)エシカル消費の視点を取り入れながら未来の社会を形成する力を育む新た

な取組として、とくしま高校生エシカルサミットを開催するとともに、外国人との体験的学習機会の提供や留学・語学研修を希望する生徒への支援などを通じて、児童生徒の確かな英語力の育成を図ってまいります。

次に、2の個性を活かし、確かな学びを育む教育の推進では、(1)地域社会などと連携し、生徒自らが多角的な視点から課題解決を図る探究活動の深化を図るとともに、平日に校外での体験や探究活動を主体的に実践する、四国初のラーケーションの日を本年4月より県立学校で導入するほか、児童生徒のキャリアプランニング能力を育成するキャリア教育を展開してまいります。

4ページを御覧ください。

(2)地方への高校進学を創出する取組を支援し、各高校の特色・魅力に資する効果的な活動を促進するとともに、通学区域制に関する有識者会議の議論等を踏まえ、公立高校の在り方について本格的な検討に着手し、魅力ある学校づくりに向けた取組を加速してまいります。

次に、3の全ての人の可能性を引き出し、多様性を育む教育の推進では、(1)スクールカウンセラー等、専門家の学校への配置による教育相談・支援体制の充実を図るとともに、生徒の援助希求を見逃さず、いじめの早期発見・対応を図るための環境を整備するほか、公立小中学校における校内教育支援センター支援員の配置を拡充し、不登校児童生徒等に対して、個々に応じた学習支援等を行い、教育環境の一層の充実を図ってまいります。

また、(2)子どもたちが未来の担い手として活躍できる新たな分野の開拓に取り組むとともに、特別支援学校の職場見学・体験を通じた魅力発信等により、特別支援教育に携わる人材確保策の強化を図るほか、ダイバーシティ先導モデルとしての国府支援学校の整備を着実に進めてまいります。

5ページを御覧ください。

4の人生100年時代のマルチステージで輝く教育の推進では、(1)若い世代が地域の課題を自ら解決していく力の醸成に向け、NPOや企業と連携した人材育成に取り組んでまいります。

また、(2)学びの場としての教育環境の充実はもとより、災害時の安心・快適な避難所としても活用できるよう、県立学校施設の機能強化に集中的に取り組んでまいります。

次に、5の地域・家庭・学校が連携し、協働する教育の推進では、(1)南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて、将来の地域防災を担う人材の育成や、学校における災害対応力の向上、防災クラブを拠点とした学校と地域の連携促進に取り組むとともに、高校生の自転車事故による重症化の防止に向け、ヘルメット着用を推進する活動を支援してまいります。

6ページを御覧ください。

(2)学習指導員や教員業務支援員など、学校の教育活動をサポートする多様なスタッフの活用を支援するとともに、中学校における部活動の適正化に向けた実証や、文部科学省が示す、新たな校務支援システム導入に向けた効果や課題についての実証に取り組み、教職員の働き方改革を強力に推進してまいります。

次に、6の文化・スポーツが躍動する教育の推進では、(1)生徒が一流の文化芸術に触れる機会の創出や作品・活動を発表する機会を広く提供するとともに、あわ文化を伝

承・発信する中学生、高校生の文化体験活動を充実させるなど、あわ文化に対する教育の推進を図ってまいります。

また、(2) 競技力向上指定校において、強化活動や指導者育成への集中的な支援を行うとともに、スポーツ分野のリーディングハイスクールである鳴門渦潮高校での選手強化や指導者の育成を推進するほか、公立学校に専門的な知識・技能を有する人材を派遣し、部活動等の充実、活性化を図ってまいります。

続きまして、7ページを御覧ください。

令和7年度一般会計・特別会計予算案でございます。

一般会計の総額は、歳入歳出予算総括表の一番下、左から2列目の計欄に記載のとおり864億8,894万5,000円を計上いたしております。

財源につきましては、財源内訳欄のとおりでございます。

8ページを御覧ください。特別会計でございます。

県有林県行造林事業特別会計及び奨学金貸付金特別会計を合わせ、表の一番下、左から2列目の計欄に記載のとおり1億3,258万8,000円を計上いたしております。

財源につきましては、財源内訳欄のとおりでございます。

9ページを御覧ください。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の事項について御説明させていただきます。まず、教育政策課でございます。

学校管理費や全日制高等学校管理費、10ページの特別支援学校費において、県立学校を管理運営するための経費や、特別支援学校のスクールバスを運営するための経費等を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は、表の最下段、左から2列目の合計欄に記載のとおり23億7,276万1,000円となっております。

11ページを御覧ください。教育DX推進課でございます。

教育指導費の摘要欄①の学校教育振興費において、教育情報ネットワークの管理・運用や公立義務教育諸学校における一人1台端末の計画的・効率的な更新を図るための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は25億7,612万3,000円となっております。

12ページを御覧ください。施設整備課でございます。

両括弧、高等学校費の学校建設費の摘要欄②のア、「こどもまんなか」を目指した県立学校施設機能強化事業において、体育館等における空調設備の整備やトイレの環境改善に加え、照明のLED化への取組を加速するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は83億9,109万2,000円となっております。

13ページを御覧ください。

県有林県行造林事業特別会計では、農林水産部における財産売払収入を財源とした学校実習林の管理に要する経費を計上いたしており、予算額は25万円となっております。

14ページを御覧ください。教育創生課でございます。

計画調査費の摘要欄①のア、地域とともに高校魅力発信事業は、全国募集を行う県立高校と連携し、地方への高校進学のお機会創出に取り組む市町を支援するための経費でございます。

また、教育指導費の摘要欄①のア、高等学校改革プラン(仮称)検討事業費において、

今年度実施しました、公立高校普通科の通学区域制に関する有識者会議での提言等を踏まえた、中学生の主体的な進路選択につながる入試制度の改善や公立高校の在り方を検討するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は3,777万7,000円となっております。

15ページを御覧ください。教職員課でございます。

教育指導費や教職員費等において、公立学校教職員の給与費や教員業務支援員の配置、教職員研修を実施するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は630億8,733万7,000円となっております。

16ページを御覧ください。福利厚生課でございます。

教職員人事費や福利厚生費において、教職員の退職手当や教職員住宅の維持・修繕を行うための経費等を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は52億2,314万2,000円となっております。

17ページを御覧ください。義務教育課でございます。

教育指導費の摘要欄⑤のア、アントレプレナーシップ教育モデル研究開発事業において、県内の大学と連携したアントレプレナーシップの教育モデルを開発し検証するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は4億77万9,000円となっております。

18ページを御覧ください。高校教育課でございます。

教育指導費の摘要欄③のア、とくしま高校生エシカルサミットプロジェクトにおいて、令和元年度から開催してまいりましたエシカル甲子園をリニューアルし、エシカル先進地である徳島の強みを生かしたフィールドワークや国内外の大学生等との交流を図るとくしま高校生エシカルサミットを開催する経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は3億7,134万7,000円となっております。

19ページを御覧ください。特別支援教育課でございます。

計画調査費の摘要欄①のア及び教育指導費の摘要欄④のア、特別支援教育「未来の人材」輩出事業において、特別支援教育に携わる人材の確保や共生社会の担い手となる次世代の人材育成を推進するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は14億7,490万7,000円となっております。

20ページを御覧ください。人権教育課でございます。

教育指導費において、多様性を認め合う人権教育の推進に要する経費等を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は4,452万7,000円となっております。

21ページを御覧ください。いじめ・不登校対策課でございます。

教育指導費の摘要欄①のア及び②のイ、校内教育支援センター設置促進事業は、不登校の未然防止や登校復帰をサポートする支援員の配置を拡充し、校内教育支援センターの設置促進、機能強化を図るための経費でございます。

また、教育指導費の摘要欄②のア、SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業において、公立学校の生徒が一人1台端末などによる相談アプリを活用して、匿名でSOS等を発信できる相談体制を構築するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は2億1,311万2,000円となっております。

22ページを御覧ください。体育健康安全課でございます。

保健体育総務費の摘要欄⑤のア、つなぐヘルメット着用推進アンバサダー育成事業は、高校生が主体となり、各学校でヘルメット着用を推進する啓発動画の作成やヘルメットのデザインコンテストの開催等を支援するための経費でございます。

また、体育振興費の摘要欄①のア及び②のア、「徳島県未来の部活動・体育授業」推進事業において、県立高校の運動部、文化部に部活動指導員を配置し、生徒の技術向上、教員の負担軽減を図るための経費等を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は3億3,042万6,000円となっております。

23ページを御覧ください。生涯学習課でございます。

社会教育総務費の摘要欄④のア、「ラーケーションの日」導入促進事業において、制度の導入に取り組む市町村を支援するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は19億6,561万5,000円となっております。

24ページを御覧ください。

奨学金貸付金特別会計では、経済的理由により高校・高等専門学校等へ修学することが困難な者に対し、奨学金を貸与するための経費を計上いたしており、その他経費を合わせた予算総額は1億3,233万8,000円となっております。

25ページを御覧ください。

(2) 継続費といたしまして、既決の継続費の状況でございます。

令和4年度当初予算の際に御承認いただきました特別支援学校施設整備事業の支出状況等につきましては、表に記載のとおりでございます。

26ページを御覧ください。

(3) 債務負担行為でございます。

施設整備課の高校施設整備事業工事請負等契約など計4件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載した額の債務負担行為を設定するものでございます。

27ページを御覧ください。

2、その他の議案等の(1) 条例案でございます。

アの徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例は、児童生徒数の変動、その他学校教育を取り巻く状況の変化等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるものでございます。

イの徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例は、県立学校の授業料を納付する者の利便性の向上及び徴収事務の効率化を図るため、入学等により納付する授業料の納付時期を改めるものでございます。

立川委員長

午食のため、休憩いたします。(11時50分)

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時01分)

理事者側からの説明の途中でしたので、引き続き、中川教育長お願いいたします。

中川教育長

続きまして、文教厚生委員会説明資料(その2)をお願いいたします。

令和6年度補正予算案でございます。

3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額の計欄に記載のとおり16億4,010万4,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で856億2,369万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

課別主要事項説明でございます。

まず、教育DX推進課でございます。

教育指導費の摘要欄①のア、教育DXハイスクール事業の1億4,500万円は、国の補正予算を活用し、大学等と連携した、より高度な専門教科指導やICTを活用した探究的な学びを実施するための経費であり、イ、校務DX実証事業の500万円は、文部科学省の示す次世代校務DXに対応した統合型校務支援システムの実証的な研究を実施するための経費でございます。

また、総合教育センター費の摘要欄①のア、公立学校情報機器整備基金積立金の14億8,460万4,000円は、県又は市町村が行う、公立の義務教育諸学校における情報機器整備に必要な経費を基金に積み立てるための経費でございます。

6ページを御覧ください。義務教育課でございます。

教育指導費の摘要欄①のア、幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業の550万円は、公立幼稚園の設置者である市町が行うICT環境の整備を支援するための経費でございます。

7ページを御覧ください。

(2) 繰越明許費でございます。

ただいま御説明申し上げました教育DX推進課及び義務教育課の学校教育振興費につきまして、事務手続や予算の執行が翌年度にまたがりやすことから、繰越明許費の設定をお願いするものであり、表の最下段、右から2列目の合計欄に記載のとおり1億5,550万円となっております。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、4点御報告をさせていただきます。

お手元のタブレットの資料1を御覧ください。

通学区域制に関する有識者会議の概要についてでございます。

昨年12月27日に開催いたしました第5回会議では、公立高校の在り方の方向性について、これまでの意見をまとめた資料を基に、将来の高校の配置や学校規模など多角的な視点から議論が交わされ、委員から、高校の特色化・魅力化に関して、ICTに特化した学科の設置や県外事例を参考にした地域との協働による普通科の充実などの御意見を頂きました。

また、通学区域制の見直しについては、通学区域制の撤廃時期は、中学入試等を考慮した令和11年度入試からが望ましく、移行措置は生徒に対する影響や全県的な観点から、流

入率の変更がよいとの意見が多数を占めました。

2ページを御覧ください。

去る1月29日に開催いたしました第6回会議では、これまでの議論をまとめた報告書の素案等に基づき、意見交換を行いました。

移行措置における流入率の引上げ幅について、子供たちに大きな混乱を来さないとの観点と、少しでも早く不公平感を取り除くべきとの観点から議論が交わされた後、令和11年度入学者選抜から県立高校普通科の通学区域を県内全域とすること、通学区域制の撤廃に向けた激変緩和の措置として、令和8年度入学者選抜から流入率の引上げ措置を講じ、段階的に引き上げることを提言とすることを決定し、流入率の引上げ幅については、令和8年度入学者選抜は2%、令和9年度及び令和10年度入学者選抜は、引上げ後の選抜結果等を勘案し、県教育委員会で決定することに意見がまとまりました。

今後は、有識者会議から提出される報告書やこれまでの県議会での御論議を基に、通学区域制の在り方について県教育委員会で速やかに検討し、制度変更に取り組んでまいります。

なお、資料3ページから、会議資料の一部抜粋したものを参考として添付しております。次に、資料2-1を御覧ください。

徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ案についてでございます。

本プランにつきましては、さきの11月定例会におきまして骨子を御報告させていただき、その後、学識経験者や幼児教育施設関係者、保護者等で構成する策定検討会議を開催し、委員の皆様からの御意見等を踏まえ、別添資料2-2のとおり、プランの案を作成いたしました。

今後、県議会での御論議を踏まえまして、今年度中に本プランを策定することとしております。

県教育委員会といたしましては、本プランに掲げる基本方針に基づき、本県が目指す幼児教育の振興に向けた環境づくりがより一層進むよう、市町村はもとより、幼児教育に携わる県内全ての関係機関と連携を密にし、取り組んでまいります。

次に、資料3-1を御覧ください。

徳島県いじめの防止等のための基本的な方針(改定版)案についてでございます。

本方針につきましては、さきの11月定例会におきまして素案として御報告させていただき、県議会での御論議をはじめ、その後開催いたしました県いじめ問題等対策検討部会や同審議会での御意見等を踏まえ、別添資料3-2のとおり、改定案として取りまとめましたので、御報告させていただくものでございます。

今後、3月上旬をめどに、県のホームページで公表するとともに、各市町村教育委員会、各県立学校に通知し、児童生徒や保護者、教職員に周知することとしております。

県教育委員会といたしましては、改定版に掲げる基本的な考え方に基づき、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、互いに思いやり、心身ともに健やかで成長できる社会が実現できるよう、地域、家庭と一体となって取り組んでまいります。

次に、資料4を御覧ください。

徳島県「ラーケーションの日」の導入についてでございます。

ラーケーションとは、学びを表すラーニングと休暇を表すバケーションを組み合わせた

造語であり、児童生徒が保護者等と共に、平日に校外で体験や探究の活動を行うことができる制度として、本年4月より、ラーケーションの日を県立学校において導入することといたします。

制度を利用する場合は、事前に学校に届出を行うことで年間3日まで取得でき、その日は欠席の扱いとなりません。

県教育委員会といたしましては、子供たちの主体的な探究の促進が期待でき、また、家庭での時間の確保につながるラーケーションの日の円滑な施行に向け、学校現場と連携を図り、しっかりと取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 立川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 古川委員

まず、学区制については、委員会の中で何回か意見を言わせていただきましたが、段階的にということで一応決まったかと思えます。それで、当初予算の中に高等学校改革プラン(仮称)検討事業費が盛り込まれていますが、これは120万円しか入っていないので会議費だけかと思えますが、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。

#### 藤坂教育創生課長

ただいま古川委員より、高等学校改革プラン(仮称)検討事業費について御質問がございました。

こちらについては、通学区域制の有識者会議でも高校の在り方についての意見を多数頂いております。第6回会議資料の素案でも在り方についてのまとまった意見を頂けることになっておりますので、これを受けて、来年度、本格的な検討を進めていくための事務的な経費になります。

#### 古川委員

今、いろいろなところから学校教育の現場で行き詰まっているという声をよく聞きます。

また一方で、私立の学校が中心かと思えますが、全国的には先鋭的な取組がなされており、検討もされているようなので、そういった検討をしっかりとリサーチして参考にできるところは取り組んでほしいと思えます。

もう一点、県立学校の体育館にガスヒートポンプ方式の空調設備を整備していくことを進められているかと思えますが、それに対して、12月にLPガス協会から要望があったことについて質問させていただきます。

まず、令和8年度までに、県立学校、特別支援学校や高等学校の体育館にガスヒートポンプ方式の空調設備を整備していくことを聞いているのですが、それでいいのですか。

## 佐藤施設整備課長

ただいま古川委員より、県立学校の体育館施設の空調設備の整備について御質問を頂きました。

令和8年度を目途にいたしまして、全ての県立学校体育館への空調設備を進めているところでございます。

## 古川委員

全ての県立学校に入れていくということで、まずは事実関係を確認しますと、去年の12月2日にLPガス協会の会長から、教育長宛に文書でエアコン導入に伴う基本的な運用についての要望が2点なされています。

まず、設備ができたときには、当然LPガス等の供給が必要になってくると思いますが、その供給に当たって、業者選定は一般競争入札ではなく、地元の自治体の中の業者から選んでほしいというのが1点目の要望でございました。もう少し具体的に言うと、学校のある地元の自治体の中の業者で相見積りで随意契約してほしいとのことです。

もう1点は、契約事務を実際にするのはそれぞれの学校の事務なので、教育委員会から事務方にそういう方針の文書を出してほしいと、この2点の要望があったと思います。

それに対して、年明けの1月10日付け教育長名の文書で、LPガス協会への回答が出ています。

この2点とも困難であるという回答で、その理由としては、1点目は県の物品購入改善マニュアルの中の自主規制かと思いますが、1件の予定価格が30万円以上の物品については、原則、一般競争入札にすることが示されているため。もう1点は、LPガス協会と県の間において、災害時における応急生活物資供給の協定が巻かれており、LPガス協会の優先供給について御対応いただくことになっているためという2点の理由から、両方とも困難でありますという回答が出ています。

それに対して、LPガス協会がなぜ地元の自治体の中にある業者を選定してくれという要望を挙げたかという理由が3点あります。

1点目は、いざ発災で体育館が避難所となったときに、道路が寸断されて通行できなくなることが想定されるので、やはり体育館からできるだけ近い業者が選ばれていたほうが供給しやすいということです。今回、能登半島地震でも橋の継ぎ目に段差ができて通れなくなったところがたくさんあったので、町外の業者が遠くから運んでくるよりはリスクが少ないだろうという考え方で、これは僕も理解できます。

2点目は、発災となって避難所として県立学校の体育館が使われるようになれば、運用はその自治体に任せますと、当然LPガスのヒートポンプの空調を使ってLPガスがなくなれば、LPガスの復旧は地元の自治体にやってもらいますという運用になっています。

そうなると、やはり地元の自治体がLPガスを調達するのは、その自治体の中の業者から頼むことになる。地元業者が県立学校の体育館のLPガスを供給するのは結構な量になるのです。中小の業者では、発災時だけ入れるというのはなかなか在庫などが難しい。やはり平時から町内の業者を使っていなければ、必要量の確保が難しいというのも理解できます。

3点目は、発災時はバタバタしていろいろな状況があるので、日頃から納入し慣れている、日頃から勝手が分かっているほうが発災時においても対応しやすいということで、発災時に地元業者を入れるようになるのであれば、日頃から慣れている、日頃からやっているとやらせてほしいというのもよく分かります。

L Pガス事業者のほとんどがL Pガス協会に入っています。県内の大手から小さいところもほとんど入っていますので、協会の総意として要望を出してきているわけですから、今の三つの理由は、僕は基本的には理解できます。

そういった意味で、県のガイドラインで決めている30万円以上は一般競争入札というのと、いざ発災時のリスク軽減、いわゆる危機管理と、どちらが大事なのか。僕は当然危機管理のほうが大事だと思いますので、この30万円の規定があるから切り離すみたいな回答は納得できません。

あともう一つ、ガス協会と災害時の協定を結んでいますと言うけれど、飽くまで優先調達、優先供給の協定であって、しかも、これは努力ですから、発災時だけ在庫を作ってくれというのは無理な話であって、日頃から使っていれば、それなりの対応はできると思います。

こういうことから考えて、やはり少額でも一般競争入札が好ましいことは分かりますが、当然理由が立てば、随意契約は構わないわけです。

なぜ、この30万円の随意契約のほうを重く見て、こういう理由を軽く見たのかという理由を明確に教えてもらえませんか。

#### 佐藤施設整備課長

ただいま古川委員より、有事における避難所運営を想定した地元L Pガス事業者との供給契約についての御質問を頂きました。

県立学校施設につきましては、平時は児童生徒の学習の場、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っておりまして、停電時にも運営できるガス方式の空調を今回、順次進めているところでございます。

ガスの供給につきましては、委員御承知のとおり、地方自治体における物品役務の調達方法について、一般競争入札を原則としており、随意契約につきましては例外規定となっております。

さらに、本県独自の取組といたしまして、予定価格が30万円以上の物品の購入については、一般競争入札によることとされております。委員から随意契約を御提案していただきましたが、今回の事案につきましては、平時の学校運営におけるL Pガス調達について契約を行おうとするものでありまして、原則のとおり一般競争入札により実施すべきものと考えております。

なお、災害時の避難所運営においては、空調設備の稼働に必要なL Pガスをいかに確保していくのか、L Pガスが果たす役割は大変重要であると認識しております。

こうしたことから、災害時の避難所運営におけるL Pガスの供給につきましては、県とL Pガス協会で締結しております、災害時応急生活物資供給協定に基づき、優先供給を受けることとなっております、準備はできていると考えております。

今後とも適切な供給によって、県立学校における安定的なライフラインが確保できるよ

うに努めてまいりたいと考えております。

古川委員

課長、僕が丁寧に説明したのを聞いていましたか。なぜ平時からしなければいけないのか。2番目と3番目の理由で平時から大事なんだと言ったじゃないですか。そこに対する言及はないんですか。平時からなぜやっておかなければいけないのか。平時の契約ですと言うけれど、平時からが大事なんだと言ったではありませんか。そこを無視しないでください。

それと優先供給協定を巻いている、先ほどそれも言ったではありませんか。飽くまで優先供給ですから、物がないと優先なんてできないわけです。どこまで協定に実効性があるか、平時からきちんと対応しておかないと。それが危機管理じゃないですか。

万一のことを考えて、できるだけ想定外を避けるのが危機管理でしょう。そういうことを机上で考えているから、いざ発災となったら全く機能しないじゃないですか。

協会がそのように言っているのだから、真摯に聞くべきだと思います。今の回答だったら全然納得できる回答じゃないと思いますが、どうですか。

佐藤施設整備課長

災害時の避難所運営につきましては、大変重要であると認識しております。ただ、今の契約予定価格が30万円以上の物品の購入につきましては、一般競争入札によることとされておりますので、今後とも県立学校における安定なライフライン確保につきましては、努めてまいりたいと考えております。

古川委員

まだそれを言うのですね。管財課が出しているガイドラインにしても、原則、事情がある場合は全然構いませんとなっています。当然、地方自治法や県の契約規則の中でも理由があれば随意契約できるわけですから。理由が立てば。しかも、30万円は自主規制でしょう。また、地方自治法を受けての県の契約規則は、160万円まで随意契約が可能なわけではないですか。それを30万円にする。額が低くても一般競争入札でするのはいいと思います。でも、時と場合によると思います。どちらが大事なんですかということに、端的に答えられますか。どうなんですか。

佐藤施設整備課長

ただいま委員から御提案のありました、地元のLPガス事業者との契約状況につきまして、有事の対応につきましても重要であるとは認識しております。ただ、やはり事務規定がありますので、そこにつきましては、再度関係課とも協議を進めたいと考えております。

古川委員

もう一回付託委員会までに協議してみてください。30万円ね。課長が厳格にやりたいという気持ちも尊重はしますが、どちらが大事なのか考えてもらって、県庁内ではこの30万円がどこまで厳格にできているのかという疑問もありますし、時と場合によるんだ

ろうと思いますので、また付託委員会までに検討していただけたらと思います。

#### 眞貝委員

関連で聞いてもいいですか。

古川委員から、LPガスの入札の話が出たのですが、高校の体育館のヒートポンプ、エアコンになるだろうと思うのですが、プロパンガスは、何十kgのボンベを何本も置くのですか。それとも、大きいLPガスのタンクを置いて、ローリー車で来てガスをそのタンクに供給するのか。実際、地元のガス会社であれば、LPガスのボンベを何十本も持ってきて、設置して、その入替えはできると思うのだけど、ローリーで充填するとなったら、我々の地元では業者がローリーを持ってガスを充填しているところはないのだけど、どのくらいの供給量のタンクが付いているのですか。

#### 佐藤施設整備課長

ただいま眞貝委員より、LPガスの量についての御質問を頂きました。

津波等で影響のある所につきましては、プロパンガスでは転倒等もありますので、架台等を造りまして、その上に大型のバルクタンクを置く計画もございますし、敷地が広く津波等の心配がない所については、ガスボンベを並べることで今計画を進めております。

#### 眞貝委員

プロパンガス、ガスボンベが何kgか分かりませんが、それを何十本か置くところもあれば、大きなガスタンクを設置するとなったら、ガスタンクのローリー車を持っているところは、大体もうメーカーになってくるのですよね、卸屋というか。

そうやってきたらその契約は、いろいろ話し合いは出ていると思いますが、ケース・バイ・ケースになってくるところは出てくるということでもいいのですね。

ですから、地元というか、どの範囲のことを言っているのか分からないのですが、一概に協会が言ってきていることが、全部に当てはまるのではないという認識でいいのですか。

#### 佐藤施設整備課長

ただいま眞貝委員より、供給につきましての御質問でございますけれども、バルクタンクを置くような状況につきましては、委員がお話しのとおりタンクローリーで持ってくる形になりますので、地元業者で供給できるようなところと契約を結んでいく形になるかと思っております。それにつきましては、各学校でケース・バイ・ケースになっておりますので、今後入札等で検討してまいりたいと考えております。

#### 眞貝委員

私の地元では、ローリー車を持っているようなガス業者がいないので、この点について協会がどう言っているのか分かりませんが、ケース・バイ・ケースで実施していただけたらと思います。

古川委員

平時はタンクを置いてする場合もあるけど、発災時にはボンベにも切り替えられる方式ですと私は聞いていますので、当然発災時にローリーでなければ駄目みたいなものを作っておくと、多分発災時では機能できないのではないですか。

それは、やはりきちんと切り替えられるものを作っておかないといけないと思います。

重清委員

今、津波が来たとき、どのようにしてするのかと一瞬思ったのですが、運ぶこともできないのに、一体、ここの地域の高校へどのようにしてガスを確保しようとしているのですか。私の地元は、孤立する地域です。どこから運んでくるんですか。来られないですよ。まさか、抱えて持ってくる契約になっているんですか。このあたり、今、一体どう考えておられるのか、教えてください。

佐藤施設整備課長

ただいま重清委員より、ガスの供給につきましての御質問でございますけれども、津波浸水高さを検討いたしまして、その高さで支障のないところにガスボンベ若しくはタンクを置く計画にしております。

ガスボンベにつきましては、地域の供給業者から持参していただける形で検討していきたいと考えております。

重清委員

震災発災時より先に確保して、置いてくれているのですか。地元には、海部高校1校しかありませんけれど。恐らく今在る所には牟岐からだと思えないと思いますので、既にそのあたりで置く計画を立てているのか。発災してから持ってきてというのは無理です。ですので、そのあたり、発災後の学校の体育館のそういう設備について、どのように計画を立てているのか教えてもらえますか。

佐藤施設整備課長

ただいま重清委員より、避難所の運営につきまして、ガスの関係なんですけれども、当初設置しておりますガスについては、3日程度は持つようにストックしております。

重清委員

3日。今言っていたようにその後で業者が持ってくるとか、いろいろなことはしないということですか。

発災後は持ってこられないという計画なのですか。ヘリで来るなど発災後にガスをどう確保されるのですか。今、学校の体育館ではどういう危機管理の体制ができていますか。それを聞いているのです。

立川委員長

小休します。(13時35分)

立川委員長

再開します。(13時35分)

長池委員

通告してなかったんで、気になった点だけ。

ラーケーションなんです。細かいことは少し聞いてますので、この場ではやり取りしませんけど、印象としては急に出てきた感じがしまして、子供が家の人と何か体験なり活動するのに休んでも欠席にならないみたいな、子供の有給休暇のようなものと思うんですけど、いろいろな心配事があります。

家庭の事情によって取れる子もいれば、取れない子もいたり、学校の現場はこのようなものが普及したら割と大変なのではないかなど、心配事があったりするんですが、今回出ているのが予算としては200万円、市町村がするのでしたら補助しますくらいのお話でして、これは教育委員会の中でしっかり議論し発案されて出てきているのか、知事がこういうのをしたらと言って出てきているのか。

このあたり、答えにくいところかも分かりませんが、どんな経緯で出てきたのか教えていただけたらと思います。

新開生涯学習課長

ただいま長池委員から、ラーケーションの日に関して御質問を頂きました。

まずは、この制度の導入の背景でございますが、確かにラーケーションという言葉は、目新しくなじみがなかったものではございますが、令和5年9月から愛知県、それから大分県別府市で一番初めに導入されたということで、その後も全国で幾つかの自治体に広まりを見せているところでございます。

そうしたことを受けまして、こういった新しい制度を本県でも導入できないかということで、教育委員会でも検討を行ってきたところです。

愛知県も、全国の中では先頭に立って進めてきており、確かに知事会等の中でもそういったことを話されておりましたことから、知事からも話があったところでございます。

この度、教育委員会の中でも本県導入を検討してきた結果、来年度4月から、まずは県立学校において導入することになったところでございます。

長池委員

私は、子供たちのいろいろな体験や経験、日常と違うような活動は非常に重要だと思っています。そういった観点からは、実際のところラーケーションは面白いと思っています。

ただ、何か唐突過ぎたのと、例えば、保護者であるPTAと協議したのかとか、現場の意見はどうなのかとか。いろいろ想像したら、小学校とか細かいじゃないですか。給食費がどうのこうのだったり、授業を同じように毎日やっているのに、その子が二日、三日来なくても欠席扱いにならないけれども、授業には出てないわけですから、そういうケアとかが非常に難しいと思う中で、そのあたりをしっかりとケアした上で進めていかないといけない。

それをこれから始めるわけですから、準備しなくてはいけないんですけど、先ほども言ったように、予算はまず県立学校でするのでんですけど、市町村もするのだったら200万円出しますと。これは上限が大体20万円みたいな、チラシ刷って終わりみたいな事業なのです。

本気度が伝わらない。現場で職員がすごく手厚くしなくてはいけない。言い方を変えると、今までより余計な仕事が増えるんです。余計なと言うとおかしいですね。しなければいけないことが増える中で、担当が生涯学習課ですよ。生涯学習課は、学校の教室とは違うところの話ではないかというイメージが私の中ではあるのです。子ども会もお世話になっていますし。

学校以外の担当部局が受けて、この市町村に広告費で200万円付けているのが違和感がある。だから、やはりうまいこといかないし、ややこしいので来年はやめましょうということではないと思うんです。

子供たちに発信するメッセージですし、家庭の中でのそういった学びの場を重要視するという趣旨は、私は非常に買っていますので、もっと本気度が伝わるように、今回はこの予算なのでしょうけれど、走り始めて必要となったらどんどん現場にも予算を付けるとか、制度をしっかりと先生方に理解してもらうこと、また、保護者にまず理解してもらわないといけないので、そういう態度がないと、議員としてこれをぱっと見て、予算200万円と見て、生涯学習課というのを見て、表面的にはいいことなのに、本気になっていない気がしまして。だから、先ほど言ったように、知事が急に言い出してせざるを得ないイメージになってしまうのです。

余り課長に答弁してもらいたくないので、先ほどから教育長に言っているんです。最後、教育長、何でも良いのでしますと言うかやめるか、どちらですか。

#### 中川教育長

そもそもラーケーションは、学校外の学びというところ、今、委員がおっしゃれましたが、学校外の学びがいかにか大事かは、私もずっと小学校におりましたので、日々感じておりました。

たくさん保護者がおいでますが、そのときにやはり学校を休ませられないという声もたくさん聞いておりましたし、もちろん、その話を聞くと、学校側としたらそうですねって話になるんですけど、こういう制度があれば、学びとして学校外でします、いろんな体験します、平日しかやっていないところもたくさんありますから、そういうのを見る機会をまず用意しようというのが一つあります。

それから、御指摘のとおり、家庭によって取れるところと取れないところの差は当然あると思います。それについてどうしていくかも課内で議論しております。

どういうふうな形が一番いいんだろうと。これは設置している学校の場所によるので、本当に身近に何かある所と全然ない所といろいろありますし、では交通手段はとかいろいろ考え出すと切りがないんです。

それで現在は県立学校でやってみることになっています。御心配いただいている、学校のいろいろな手続とかが大変なんじゃないかということも想定しております、先行事例の話も聞きながら、徳島県としてどういう形が一番いいのかということで、私自身が思っ

ていたこと、まずはスタートですのでやっていきたいと思っておりますので、また御指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 長池委員

まずは、徳島の子供たちがいろいろな体験をして、心身ともに強く鍛えて、間違っても自ら命を落とす選択をしないことは第一目標であります。

次に、やはり保護者が子供との時間をしっかりと持つてもらえるようにすることで、より家庭と子供たちの育みが強くなると思うのですが、さらには、危惧している、逆に現場の先生方などの負担にならないように手当てするのも、県教育委員会の役割かと思ひます。

全ての人が笑顔になってもらえるような制度を導入しないと、どこかにしわ寄せが来るのであれば意味がないと思ひます。また、是非そのあたりを今後も注視していきたいと思ひますので、お願ひ申し上げて終わりたいと思ひます。

#### 立川委員長

今のラーケーションの関連で、全国的に見ても最先端の取組かと思ひます。せっかく実施する以上は、どれくらいの方が使用されたとか、例えば、1日だけこのラーケーションを取ってもそんなに影響はないですが、長池委員もおっしゃっていましたが、週末は授業がないですが、週末も含めた3日間連続で授業を受けなかった生徒への学びの部分での影響がどうだったとか。

それと、現場の先生の手間が増えたとかの現場の声や保護者の声があつて、例えば、家族でラーケーションに10万円使つて、経済的な理由で10万円は困難だけれど、5万円だったら問題なくできる、週末だったら10万円掛かるけど、平日だったら5万円、安くて問題ないとか、いろいろな家庭環境というか、側面からやはりラーケーションはいいですよとか、いろいろな意見があると思うので、文教厚生委員会でもしっかりと検証を報告していただきたいとお願ひしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

#### 新開生涯学習課長

ただいま、ラーケーションの日のその後の利用状況や使つてみての効果、影響度の追跡ということで、お話を頂きました。

おっしゃっていただきましたとおり、4月からスタートいたしますので、県教育委員会といたしましても、学校現場の負担の状況もそうですが、利用された保護者、御家庭の側におきましても、使つてみてどうだったとか、学習面への影響も追跡していきたいと思つておりますので、また何らかの形で御報告させていただければと考えております。

#### 立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(13時49分)